

令和8年度～令和9年度
放送大学学園火災等保険契約 一式

仕 様 書

令和8年4月
放送大学学園

1 概要

放送大学学園(以下「学園」)が所有する建物、機械設備、什器等の財産について、災害等に伴う損害の発生及び学園が所有または使用する財産に起因する事故補償に備え損害保険を付保するものである。

2 保険契約者及び被保険者

放送大学学園

3 保険期間

自 令和8年7月1日午後4時

至 令和9年7月1日午後4時 (12ヶ月)

4 付保内容

(1) 保険の対象

学園が所有または使用する全ての建物、建物に付随する設備、機械設備、什器・備品類を災害等により消失した場合に補償する。

なお、保険付保対象物件は、別添「放送大学学園資産一覧」のとおりとする。

(2) 保険種目

普通火災保険と同内容以上

(3) 使用約款及び付帯される特約

(ただし下記内容を満たすものであれば使用約款については問わない)

- ① 火災保険普通保険約款(一般物件用)
- ② 借家人賠償責任補償特約(対象は別添「放送大学学園資産一覧」の所有借用欄のとおりとし、支払限度額は各施設1億円とする。)
- ③ 修理費用補償特約(対象は②と同様とし、支払限度額は各施設300万円とする。)
- ④ 支払限度額特約条項
- ⑤ 特殊包括契約に関する特約条項
- ⑥ 追加物件自動担保条項
- ⑦ 支払猶予にかかる特約の名称⇒ 保険料の払込に関する特約

※ なお、上記特約条項以外で補償範囲(費用保険金を含む)を縮小する特約は、一切付帯しないものとする。

(4) 担保される損害の範囲(下記補償内容と同内容以上とする)

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂・爆発
- ④ 風災・ひょう災・雪災

(5) 保険金額

保険金額の設定基準は新価（再調達価格）とし、付保割合は100%とする。

ただし、免責金額の設定単位は全構内共通とする。（風災・ひょう災・雪災については構内単位でのフランチャイズ20万円以下を適用すること。）

支払限度額は全構内共通とし、1事故あたり56億円とする。

- ① 火災 : 56億円
- ② 落雷 : 56億円
- ③ 破裂・爆発 : 56億円
- ④ 風災・ひょう災・雪災 : 10億円

(6) 費用補償

以下の費用を補償すること。

- ① 臨時費用（損害保険金の10%以上（1敷地ごとに100万円以上を限度））
- ② 残存物取片づけ費用
- ③ 失火見舞費用
- ④ 地震火災費用
- ⑤ 修理付帯費用

(7) 適用割引

準公有物件割引、消火設備割引を適用すること。

(8) 付保方式

多構内特殊包括方式とすること。（全ての物件を対象）

(9) 自動担保限度額

年間累計20億円とする。

(10) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）の保険支払履歴

なし

5 保険料の支払方法

保険料は一括払いとする。

6 その他

- ① 競争参加者は、見積書と合わせて、見積に使用した保険約款・特約を提出するものとする。
- ② その他、仕様書に定められていないオプション提案を受け付けるものとする。その場合、競争参加者は、見積に使用した保険約款・特約の資料とは別に、提案するオプション内容や適用割引がわかる資料（様式任意）を提出するものとする。
- ③ 学園の施設等において、災害等の対応が迅速に出来るサービス体制が整備されていること。

- ④ 保険料の算出について、付保対象物件のリスクを的確に把握し、リスクに応じた保険料率を適用するものとする。なお、保険料率に疑義が生じた場合においては、保険料算出根拠の提出を求めることとする。
- ⑤ 落札者は、保険証書(その明細がある場合には、それを含む)を保険料の払込を確認した日から60日以内に財務部経理課へ提出しなければならない。ただし、経理課担当者がやむをえない事情があると認めるときは、この期間を延長することができる。
- ⑥ 本契約については、落札者(保険会社)の指定する代理店を仲介することとし、指定する代理店との代理店委託契約書の写しを提出するものとする。
- ⑦ 契約金額の支払いは、適法な請求書の受理をもって速やかに行う(支払日は、契約する保険会社と別途協議する。)
- ⑧ その他上記以外の詳細については、双方協議の上、決定するものとする。